

児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容

2008年7月5日作成

【趣旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する制度上の位置づけの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改定を行う。

(1) 改正児童福祉法①(子育て支援事業を法律上位置づけることによる質の確保された事業の普及促進)

[1]子育て支援事業を法律上位置づけ(2009年4月施行)

(1)以下の事業について、法律上位置づけるとともに、奨励で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

- ①乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる「生後4か月までの全戸訪問事業」)
- ②養育支援訪問事業(※いわゆる「育児支援家庭訪問事業」)
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④一時預かり事業

(2)また、市町村は、これら①～④に事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に勤めるものとする。

※上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業および(2)[2]の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

[2]家庭的保育事業を法律上位置づけ(2010年4月施行)

- (1)保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置づけるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- (2)市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置づける。
- (3)市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

(2) 改正児童福祉法②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

[1]里親制度の改正(2009年1月施行)

- (1)養子縁組を前提とした里親を区別し、養育里親の用件について一定の研修を修めることとする里親制度を見直す。
- (2)都道府県の業務として、里親に対する相談業務等の支援を行うこと明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

[2]小規模住居型児童養育事業の創設(2009年4月施行)

- (1)要保護児童の委託先として、養育者の住居で酔う保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の用件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

[3]要保護児童対策地域協議会の機能強化(2009年4月施行)

- (1)要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

[4]年長者の自立支援策の見直し(2009年4月施行)

- (1)児童自立生活援助事業について、対象者の利用申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する党の見直しを行う。

[5]施設内虐待の防止(2009年4月施行)

- (1)児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が構べき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

[6]その他(2009年4月(提供体制の計画的整備は2010年4月)施行)

- (1)児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- (2)児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- (3)都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

(3) 改正次世代育成支援対策推進法①(地域における取組の推進)

[1]国による参酌標準の提示(公布から起算して6か月以内に施行)

- (1)国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

[2]地域行動計画の策定等に対する労使の参画(公布から起算して6か月以内に施行)

- (1)市町村および都道府県は、行動計画を作成・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

[3]地域行動計画の定期的な評価・見直し(2010年4月施行)

- (1)市町村および都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 改正次世代育成支援対策推進法②(一般事業主による取組の促進)

[1]一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大(2011年4月施行)

- (1)中小企業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出な

なければならないものとする。

[2]一般事業主行動計画の公表・周知(2009年4月施行)

(1)行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表および従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

(5) 改正次世代育成支援推進法③(特定事業主による取組の促進)

(1) 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(2009年4月施行)

参考:「2008年度児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」